

埼玉県立高校における「通級による指導」について

中学生・高校生・保護者の皆様へ

埼玉県教育委員会

1 はじめに

埼玉県立高校では、これまでも特別な教育支援を必要とする生徒に対して様々な支援を行ってききましたが、このたび、法令の改正により高校での「通級による指導（以下「通級」という。）」が可能になったことを受け、通級指定校において通級を実施しています。

2 「通級」とは

通常の学級に在籍し、教育課程に定められた授業を受けながら、授業中や放課後の時間帯において、障害に応じた個別の支援を特別に行うことです。障害による学習上又は生活上の困難を改善したり、克服したりすることを目的としています。

3 実施形態

- (1) 通級指定校では、当該校の生徒を対象とした通級（自校通級）を行います。
- (2) 通級を行う時間帯は、学校により、「放課後等の授業のない時間帯に実施する場合」と「他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間帯に実施する場合」があります。

4 対象生徒（例えば、次のような事例がある生徒が対象となります。）

- 他者と社会的な関係を形成することが苦手な生徒
- 心理的な要因で情緒が不安定になりがちな生徒
- 聞いたり、話したり、読んだり、書いたり、計算したりする能力のうち、特定のものが苦手な生徒
- 不注意による間違いが多く、自己の感情や欲求をコントロールすることが苦手な生徒

5 指導内容

主として、自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。例えば、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルの指導、認知特性に応じた視覚認知トレーニングや聞くトレーニング、自己理解に関する指導などがあります。

「通級による指導」の指導形態イメージ

自校による指導



A高校教員

A高校の教員が、特別支援学校の教員と連携して、A高校の生徒に通級による指導を実施します。

A高校

特別支援学校の
ノウハウを活用

B 特別支援学校教員



B 特別支援学校

本人・保護者の願いに寄り添いながら、社会へのつながり等を見据えて、個に応じた自立活動を行います。

自己理解やコミュニケーションのとり方等の技能を学んでいきます。学校生活や日常生活で困らないように、気持ちや感情をコントロールする仕方、日頃の教科学習の方法、良好な友達関係の作り方、社会へスムーズに参加できるためのノウハウ等について、通級指定校ごとに様々な手法で学びます。

「埼玉県立高校・通級による指導Q&A」

Q 通級では、どのような効果が期待できますか。

A 例えば、次のような効果が期待できます。「学習上や生活上の困難の改善・克服につながる。」「自立や社会参加を図るために必要な能力の育成や通常の学級における授業の理解促進、生活指導上の課題の解決につながる。」「学習意欲や自己肯定感の向上につながる。」

Q 高校入試では、通級を希望する生徒のための特別な選抜はありますか。

A 通級を希望する生徒のみを対象とした特別な選抜はありません。他の生徒と同様に「埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に則って選抜します。

Q 通級は、希望すれば誰でも受けることができますか。

A 通級の対象となるかどうかは、学校や地域の実態等を踏まえて、学校ごとに総合的に判断しますが、概ね次のような手順で決定します。

- ①生徒及び保護者への通級の目的や内容の周知 → ②生徒と保護者に対するガイダンス（個別相談機会の設定等） → ③生徒の情報収集・行動観察等（中学校からの引継ぎや、一人一人の教育的ニーズの把握） → ④校内委員会等における検討 → ⑤生徒及び保護者との合意形成

Q 今後、他の高校でも、通級を実施する予定はありますか。

A 通級指定校での成果を踏まえて、他校での実施を検討していく予定です。
通級指定校は、以下のとおりです。

